

## 千葉県東葛テクノプラザ管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県東葛テクノプラザ設置管理条例（平成十年千葉県条例第一号。以下「条例」という。）第十二条、第十五条及び第十八条の規定により、千葉県東葛テクノプラザの管理に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成一七年規則一七四号・二一年七一号〕

(指定管理者の指定の告示)

第二条 知事は、条例第五条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

追加〔平成一七年規則一七四号〕

(研究開発室等の利用の承認)

第三条 条例第八条第一項の承認を受けようとする者（以下「研究開発室等利用申込者」という。）は、研究開発室等利用承認申込書（別記第一号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して指定管理者に提出しなければならない。

- 一 研究開発室等利用申込者の経歴及び資格等を記載した書類
- 二 事業の内容を記載した書類
- 三 研究開発等の内容を説明する書類
- 四 経営方針を説明する書類
- 五 その他指定管理者が必要と認める書類

2 指定管理者は、条例第八条第一項の承認をしたときは、研究開発室等利用承認書（別記第二号様式）を研究開発室等利用申込者に交付するものとする。

一部改正〔平成一七年規則一七四号〕

(研究開発室等の利用期間の更新)

第四条 条例第八条第三項の規定による更新を受けようとする者（以下「更新申込者」という。）は、利用の承認の期間が満了する日の三月前までに研究開発室等利用期間更新申込書（別記第三号様式）に期間の更新の必要性を説明する書類その他指定管理者が必要と認める書類を添えて指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第八条第三項の規定による更新を行ったときは、研究開発室等利用期間更新承認書（別記第四号様式）を更新申込者に交付するものとする。

一部改正〔平成一七年規則一七四号〕

(研究開発室等の改造等の承認)

第五条 条例第十条第一項の承認を受けようとする者（以下「改造等申込者」という。）は、同条各号に掲げる工事を行おうとする日の一月前までに、研究開発室等改造等承認申込書（別記第五号様式）に当該工事の内容を具体的に示す書類を添えて指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第十条第一項の承認をしたときは、研究開発室等改造等承認書（別記第六号様式）を改造等申込者に交付するものとする。

一部改正〔平成一七年規則一七四号〕

(譲渡等の禁止)

第六条 条例第八条第一項の承認を受けた者（以下「研究開発室等利用者」という。）は、当該承認に係る研究開発室等を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

一部改正〔平成一七年規則一七四号〕

(研究開発室等の利用の変更等の届出)

第七条 研究開発室等利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

- 一 氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地及び法人にあっては、代表者の氏名に変更があったとき。
- 二 研究開発室等の利用を十五日以上休止しようとするとき。
- 三 条例第八条第一項の承認の期間（条例第八条第三項の規定により承認の期間を更新した場合にあっては、更新後の期間）内において研究開発室等の利用を終了しようとするとき。

一部改正〔平成一七年規則一七四号〕

(研究開発室等の利用終了時の検査)

第八条 研究開発室等利用者は、条例第十一条の規定により研究開発室等を返還しようとするときは、あらかじめ、指定管理者の検査を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の検査を行った場合は、速やかに、当該検査に関する報告書を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成一七年規則一七四号〕

(利用の承認を要する施設)

第九条 条例第十二条の規則で定める施設は、別表に掲げる施設とする。

一部改正〔平成一七年規則一七四号〕

(会議室等の利用日)

第十条 別表に掲げる施設(駐車場及び試験機器を除く。以下「会議室等」という。)を利用できる日は、次の各号に掲げる日以外の日とする。

一 一月一日から三日まで

二 十二月二十九日から三十一日まで

2 前項各号に掲げる日であっても、指定管理者が特に必要と認めるときは、知事の承認を受けて、会議室等を利用に供することができる。

一部改正〔平成一七年規則一七四号〕

(会議室等の利用の承認)

第十一条 東葛テクノプラザの会議室等を利用しようとする者(以下「会議室等利用承認申込者」という。)は、会議室等利用承認申込書(別記第七号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、東葛テクノプラザの会議室等の利用を承認したときは、会議室等利用承認書(別記第八号様式)を会議室等利用承認申込者に交付するものとする。

一部改正〔平成一七年規則一七四号〕

(会議室等の利用の取消し及び変更)

第十二条 前条の規定により承認を受けた者は、当該承認に係る施設の利用の一部若しくは全部を取り消し、又はその利用の方法を変更しようとするときは、会議室等利用承認事項取消・変更届(別記第九号様式)により直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

一部改正〔平成一七年規則一七四号〕

(駐車場の利用の承認)

第十三条 東葛テクノプラザの駐車場を利用しようとする者(以下「駐車場利用申込者」という。)は、第三条の規定による申込のとき(研究開発室等の利用開始後に東葛テクノプラザの駐車場を利用しようとする場合にあつては、利用しようとするとき)に、駐車場利用承認申込書(別記第十号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、東葛テクノプラザの駐車場の利用を承認したときは、駐車場利用承認書(別記第十一号様式)を駐車場利用申込者に交付しなければならない。

一部改正〔平成一七年規則一七四号〕

(試験機器の利用の承認)

第十四条 東葛テクノプラザの試験機器を利用しようとする者(以下「試験機器利用申込者」という。)は、試験機器利用承認申込書(別記第十二号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、東葛テクノプラザの試験機器の利用を承認したときは、試験機器利用承認書(別記第十三号様式)を試験機器利用申込者に交付しなければならない。

追加〔平成一七年規則一七四号〕

(その他の施設の利用日)

第十五条 東葛テクノプラザの施設(研究開発室等及び別表に掲げる施設を除く。以下「その他の施設」という。)を利用できる日は次の各号に掲げる日以外の日とする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和三十二年法律第七十八号)に規定する日

三 一月二日及び三日

四 十二月二十九日から同月三十一日まで

2 前項各号に掲げる日であっても、指定管理者が特に必要と認めるときは、知事の承認を受けて、

その他の施設を利用に供することができる。

一部改正〔平成一七年規則一七四号〕

(その他の施設の利用者の遵守義務)

第十六条 その他の施設の利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 東葛テクノプラザ施設を損傷し、又は汚損しないこと。
- 二 東葛テクノプラザ内の秩序を乱し、又は他の利用者の妨げとなる行為をしないこと。
- 三 その他指定管理者の指示に従うこと。

一部改正〔平成一七年規則一七四号〕

(利用等の制限)

第十七条 指定管理者は、前条の規定に違反した者に対して、東葛テクノプラザ施設の利用を禁じ、又は東葛テクノプラザ施設からの退所を命ずることができる。

一部改正〔平成一七年規則一七四号〕

(知事が管理する場合の特例)

第十八条 条例第十七条第一項の規定により知事が東葛テクノプラザの管理の業務の全部又は一部を行う場合において、当該業務に第三条から第五条まで、第七条、第八条第一項、第十条第二項、第十一条から第十四条まで、第十五条第二項、第十六条又は前条に規定する業務のいずれかが含まれるときにおけるこれらの規定及び別記様式の規定の適用については、第三条から第五条まで、第七条、第八条第一項、第十条第二項、第十一条から第十四条まで、第十五条第二項、第十六条及び前条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十条第二項中「知事の承認を受けて、会議室等」とあるのは「会議室等」と、第十五条第二項中「知事の承認を受けて、その他の施設」とあるのは「その他の施設」と、別記様式中「指定管理者」とあるのは「千葉県知事」とする。

2 条例第十七条第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行う場合であって、当該業務に第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第十一条第一項、第十三条第一項又は第十四条第一項に規定する業務のいずれかが含まれるときにおいては、知事が当該業務を行うこととなった日において現にこれらの規定により指定管理者に対して行っている利用若しくは改造等の承認又は利用期間の更新の申込み（以下この条において「利用等の申込み」という。）は、当該日以後においては、前項の規定により読み替えて適用する第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第十一条第一項、第十三条第一項又は第十四条第一項の規定により知事に対して行っている利用等の申込みとみなす。

3 条例第十七条第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合においては、指定管理者が当該業務を行うこととなった日において現に第一項の規定により読み替えて適用する第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第十一条第一項、第十三条第一項又は第十四条第一項の規定により知事に対して行っている利用等の申込みは、当該日以後においては、これらの規定により指定管理者に対して行っている利用等の申込みとみなす。

追加〔平成二一年規則七一号〕

(委任)

第十九条 この規則に定めるもののほか、東葛テクノプラザの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

一部改正〔平成一七年規則一七四号・二一年七一号〕

附 則

この規則は、平成十年七月一日から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条、第六条及び第十条から第十二条までの規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年十二月二十八日規則第八十九号）

(施行期日)

1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十七年十一月四日規則第七十四号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(準備行為)

- 3 改正後の千葉県東葛テクノプラザ管理規則（以下「改正後の規則」という。）第二条の規定による指定管理者の指定をした旨の告示は、この規則の施行前においても行うことができる。
- 4 前項の規定により指定管理者の指定をした旨の告示を行う場合の改正後の規則第二条の規定の適用については、同条中「条例」とあるのは、「千葉県東葛テクノプラザ設置管理条例の一部を改正する条例（平成十七年千葉県条例第八十九号）による改正後の条例」とする。

附 則（平成二十一年三月六日規則第二号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、改正前の千葉県東葛テクノプラザ管理規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十一年七月十七日規則第七十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第九条、第十条及び第十五条）

- 一 会議室
- 二 特別会議室
- 三 研修室
- 四 多目的ホール
- 五 舞台設備
- 六 照明器具
- 七 音響装置
- 八 映写設備
- 九 駐車場
- 十 試験機器

一部改正〔平成一七年規則一七四号・二一年二号〕

別 記

第一号様式

(第三条第一項)

一部改正〔平成11年規則89号・17年174号〕

第二号様式

(第三条第二項)

一部改正〔平成17年規則174号〕

第三号様式

(第四条第一項)

一部改正〔平成11年規則89号・17年174号〕

第四号様式

(第四条第二項)

一部改正〔平成17年規則174号〕

第五号様式

(第五条第一項)

一部改正〔平成11年規則89号・17年174号〕

第六号様式

(第五条第二項)

一部改正〔平成17年規則174号〕

第七号様式

(第十一条第一項)

一部改正〔平成11年規則89号・17年174号・21年2号〕

第八号様式

(第十一条第二項)

一部改正〔平成17年規則174号〕

第九号様式

(第十二条)

一部改正〔平成11年規則89号・17年174号〕

第十号様式

(第十三条第一項)

一部改正〔平成11年規則89号・17年174号〕

第十一号様式

(第十三条第二項)

一部改正〔平成17年規則174号〕

第十二号様式

(第十四条第一項)

追加〔平成17年規則174号〕

第十三号様式

(第十四条第二項)

追加〔平成17年規則174号〕